

報告 1

宮崎市地域公共交通計画の策定状況について

宮崎市地域公共交通計画の策定状況について

令和7年2月18日

宮崎市総合政策部企画政策課交通物流政策室

①策定に向けたこれまでの動き

1 令和6年8月28日 地域公共交通会議で「下記の方向性で新たな計画の策定を進めていくことで」内容承認

理 念	誰もが利用しやすい、持続可能な公共交通ネットワークの構築	基本 方針	(1)持続可能な公共交通ネットワークの形成 (2)地域の実情やまちづくりと連動した移動手段の確保 (3)市民が積極的に公共交通を利用する環境の構築
公共交通が 果たすべき役割	・「将来の都市構造」の実現に向けた拠点間をつなぐ交通手段 ・各拠点内の役割を支える交通手段		

当初スケジュール

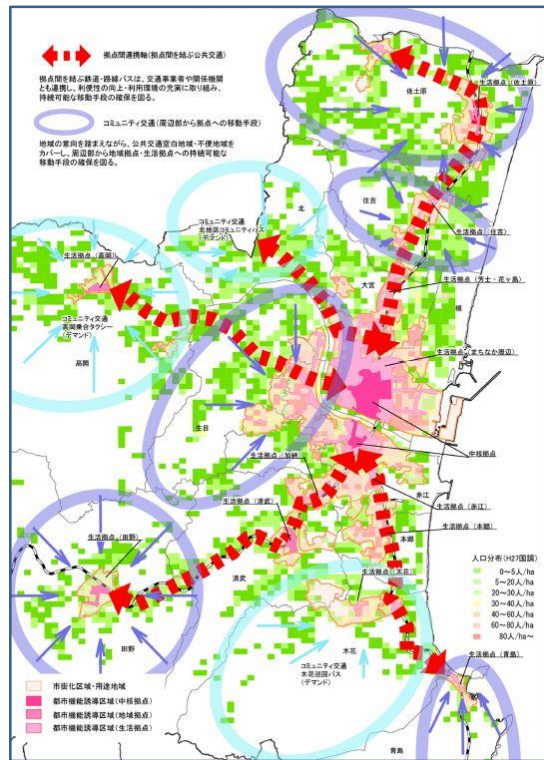
内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
策 定	市民アンケート (5/20～6/21)								パ ブ コ メ			策 定	
		方針の検討(内部)											
			課題の抽出・施策の検討(各交通事業者等と協議)										
				素案作成						最終案作成			
公共交通会議				第1回 (方針確認)				第2回 (素案)			第3回 (最終)		

2 令和7年3月末の策定に向け、「市民アンケートの実施」や「素案」の作成を進めてきた

②新たな計画策定に向けた課題

現計画「公共交通が目指す将来像」をさらに深掘りし、アップデートする作業に時間を要している。

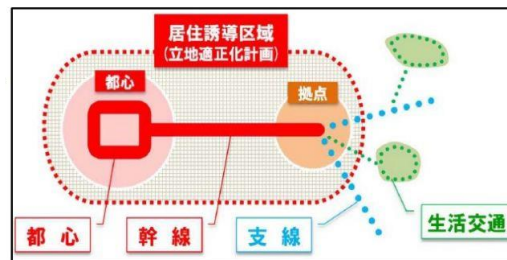
※下図参考：公共交通が目指す将来像(現計画)



新たに描く「公共交通が目指す将来像」を踏まえ、
需要等に応じて路線を階層化し、階層ごとに都市計画（立地適正化計画など）と連動した公共交通軸のサービス水準設定 を目指したい。
 （**サービス水準等**をどのレベルまで記載するかは、今後、交通事業者との協議次第）

アップデートイメージ

- 需要に応じて「都心・幹線」、「支線」、「生活交通」を分類し、それぞれのサービス水準を設定。
- 都心・幹線は15分に1本（最低30分に1本）、支線は1時間に1本程度の設定。



■ 階層ごとの確保すべきサービス水準、官民の役割分担、財政支援など

階層	区間	需要	モード	確保すべきサービス水準	官民の役割分担		財政支援	
					民	官	施設設備	運行
都心	都心内	大	路面電車 路線バス	・15分に1本目標 (最低30分に1本)	事業者間で連携しながら、各社が効率的で利便性の高い運行サービスを提供	利便性向上や事業者間連携による効率化に向けた施設整備や設備投資への支援	○	○
幹線	主に都心と拠点間		JR 路線バス	・大量輸送 ・速達性確保 ・結節機能強化			○	○
支線	地域生活圏と身近な拠点	中	路線バス(小型化)	・1時間に1本程度 ・ピーク時間帯も運行 ・車両小型化 ・幹線との接続	幹線とのシームレスな接続と、地域の拠点や生活関連施設までの運行サービスを提供	利用しやすい安定的な運行サービスを提供するため、施設整備、設備投資、運行経費への支援	○	○
生活交通	公共交通不便地域	小	デマンド交通・自家用有償運送	・面的な運行 ・きめ細かい運行(地域ニーズ対応) ・幹線、支線との接続	地域が主体となって、事業者と連携し、住民ニーズに対応したきめ細かい運行サービスを提供	利用しやすい安定的な運行サービスを提供するため、施設整備や運行経費への支援	○	○

※↑参考：「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデート(出典：国土省)

③現計画の取扱いについて

1 宮崎市地域公共交通網形成計画（以下、現計画）

計画期間…令和2年3月～令和7年3月（5年間） **今年度で計画期間が終了**

2 現計画期間中の令和2年11月改正法施行があり、「地域公共交通計画」の策定が努力義務化。

現計画は、**改正法施行後も地域公共交通計画とみなされる**ことから、新たな手続き等は不要。

ただし、見直しのタイミングで地域公共交通計画に必要な記載事項を満たしているか確認が必要。

3 現計画は必要な記載事項（基本的な方針、計画区域、計画期間、計画目標、目標達成に向けた事業・実施主体等）が満たされている。

以上のことから、**計画期間を延長**する。

変更後の計画期間

現 在 ： 令和2年3月～令和7年3月

変更後 ： 令和2年3月～令和**8**年3月

④今後のスケジュールについて

1 宮崎市地域公共交通会議 説明（令和7年2月18日）

2 主務大臣への計画期間変更届および宮崎市ホームページ等で現計画の計画期間延長を公表（年度内）